

役員等の費用弁償規程

社会福祉法人岐阜アソシア

社会福祉法人岐阜アソシア役員等の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岐阜アソシア（以下「この法人」という。）定款第9条第2項（評議員の報酬等）の規程に基づき、この法人の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

(費用弁償の種類及び金額)

第2条 役員等が職務のため出張をしたときは、費用弁償としてこの法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が職務により評議員会、理事会その他の会議に出席したときは、費用弁償として交通費等（1日につき、3,000円）を支給する。

ただし、常勤の役員等については、交通費等を支給しない。

(支給方法)

第3条 前条第2項の交通費等の特別の経費は、役員等が前条第2項の会議に出席する都度、現金により支給する。

附則

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2018年6月27日から施行する。